

特定保健指導に関するコラボヘルス推進のお知らせ

はじめに

超少子高齢社会を迎える我が国では、日本再興戦略において「国民一人ひとりの健康寿命の延伸」を目標のひとつに掲げ、“健やかに生活し、老いることができる社会”の実現を目指しています。これを受け、経済団体、医療団体、保険者などの民間組織や自治体は互いに連携し合い、職場、地域で具体的な対応策を講じることが求められています。

2019年4月より、「従業員の健康寿命の延伸」を目指すべく、事業所と健保組合との連携(コラボヘルス)をより一層推進し、効率的かつ効果的な事業を実施に向けて、シャープ健康保険組合の取得する特定保健指導の対象者及び特定保健指導支援コースのデータを事業主と共有・活用することとなりますので、※個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき下記のとおり、お知らせいたします。

(参考)個人情報の保護に関する法律

(第三者提供の制限)第23条

5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

—中略—

三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であつて、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

事業目的および内容 (共同利用するデータの項目・共同利用する者の利用目的)

生活習慣病の予防を目的に下記の事業を実施します。

特定保健指導

共同利用するデータの項目:特定保健指導対象者氏名及び特定保健指導支援コース名

⇒健康保険組合が受託している定期健康診断及び特定健康診査の結果に基づき、

特定保健指導の対象と判定された方の氏名及び特定保健指導支援コース名

(積極的支援・動機付け支援)について、情報を共有し該当者のフォローに活用します。

生活習慣病とは、身体活動・運動や食事、喫煙、飲酒、ストレスなどの生活習慣が発症の原因と深く関与している疾患の総称です。脳血管疾患・心疾患、動脈硬化症、糖尿病、高血圧症、脂質異常などが該当し、日本人の死亡原因において非常に高い割合を占めており、健康寿命の延伸の阻害要因になっているだけでなく、医療費にも大きな影響を与えています。生活習慣病は、(1)自覚症状がないまま進行すること、(2)長年の生活習慣に起因すること、(3)疾患発症の予測ができることから、健診によって早期にリスクを発見し、生活習慣病を発症しないように対策を打つことが可能です。

共同利用する者の範囲

各適用事業所 健康診断関連担当者

共同利用する個人データの管理について責任を有する者

シャープ健康保険組合

※ 本事業で各適用事業所及びシャープ健康保険組合が取り扱う個人情報には、詳細なレセプト情報(病歴・治療内容等)は含まれません。また、取り扱う個人情報は**本事業の事業内容及び目的に沿った利用範囲内**でのみ使用し、その他の目的に用いられることは一切ございません。上記の目的以外で使用された場合は、責任者および違反者に罰則が課せられます。